

第10次 芦屋すこやか長寿プラン21

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』の実現に向けて

芦屋市

第10次高齢者福祉計画及び

第9期介護保険事業計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

【概要版】

令和6年（2024年）1月

芦屋市

本計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年計画です。計画期間最終年にあたる令和8年度（2026年度）に、次期計画策定に向けた見直しを行います。

(年度)

令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029
2040年(令和22年)を展望する計画								
本計画期間(第9次)								
		見直し	第10次計画期間					
					見直し	第11次計画期間		

◆ 今期計画の位置づけ ◆

本計画は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22年（2040年）に向けて、少子高齢社会における持続可能な社会保障のあり方を展望しつつ、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを更に深化・推進するものとなります。

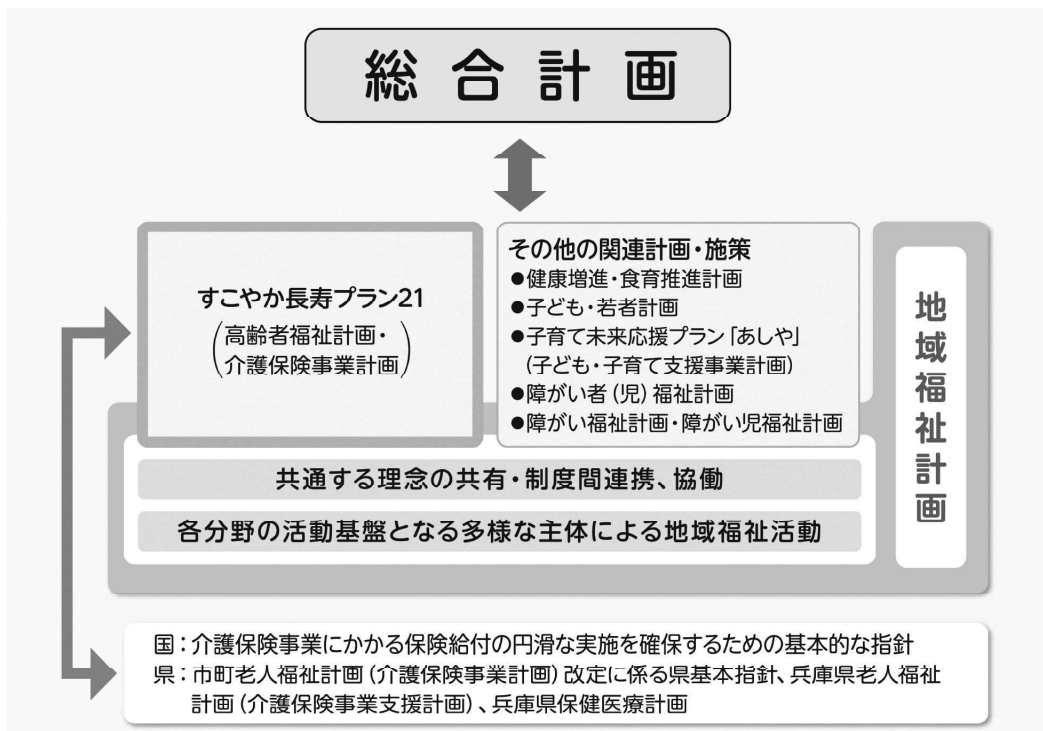


(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開となるため、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第10次芦屋すこやか長寿プラン21」として取りまとめています。

(3) 他計画との関係

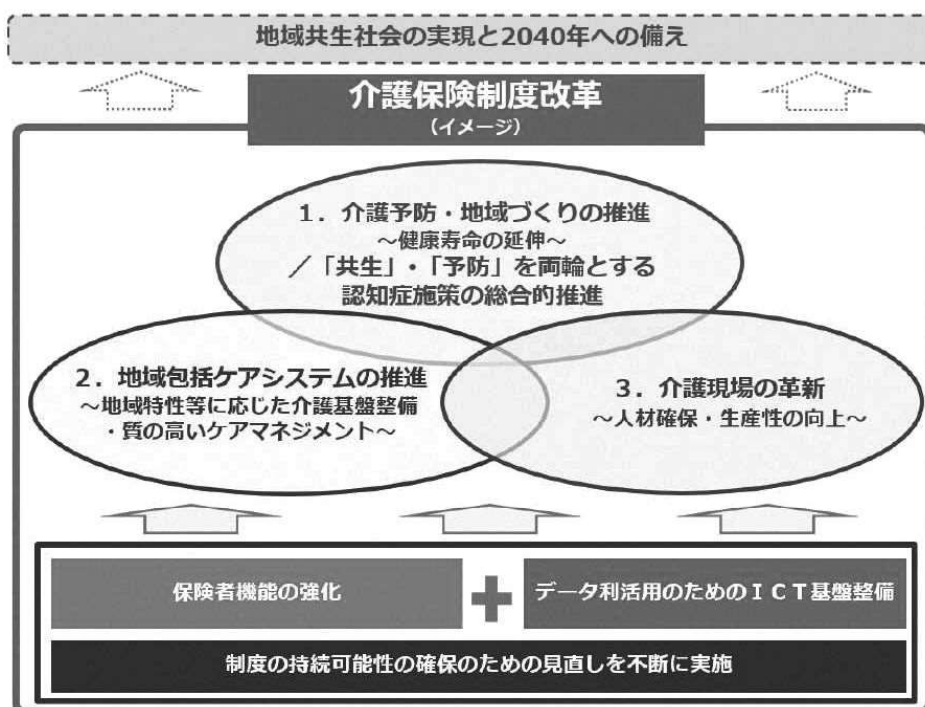
本計画は、芦屋市総合計画の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担うとともに、芦屋市地域福祉計画をはじめ、市の保健福祉分野別計画との整合を図り策定しています。



(4) 介護保険制度改正のポイント

これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要となります。

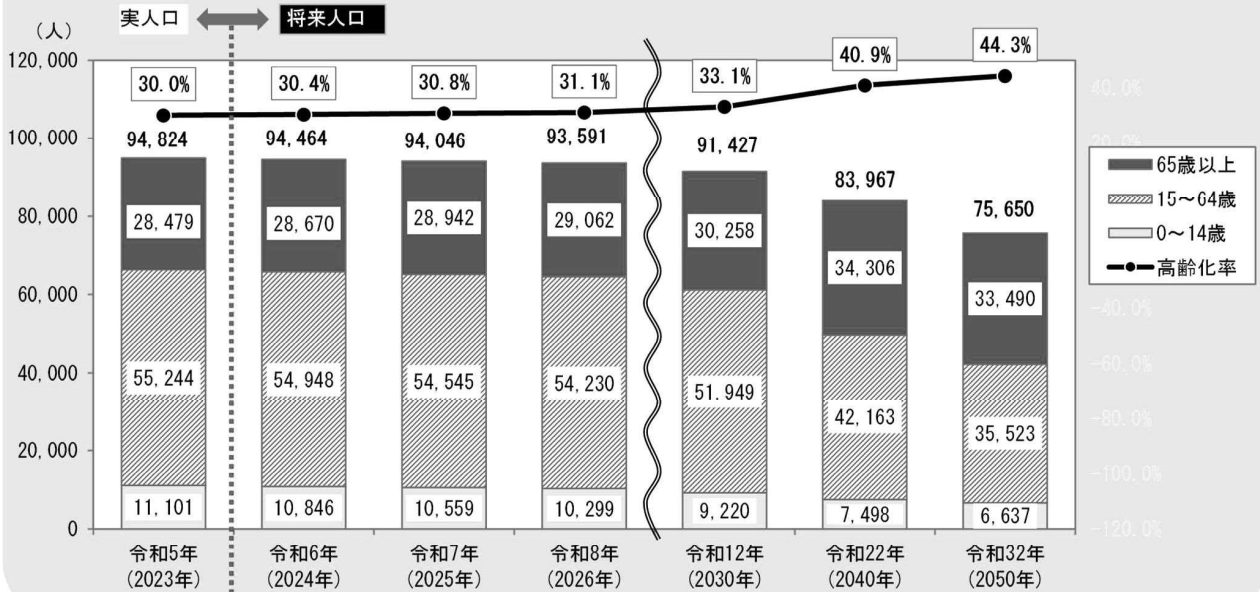
<参考：介護保険制度改革の全体像>



芦屋市の高齢者等の推計

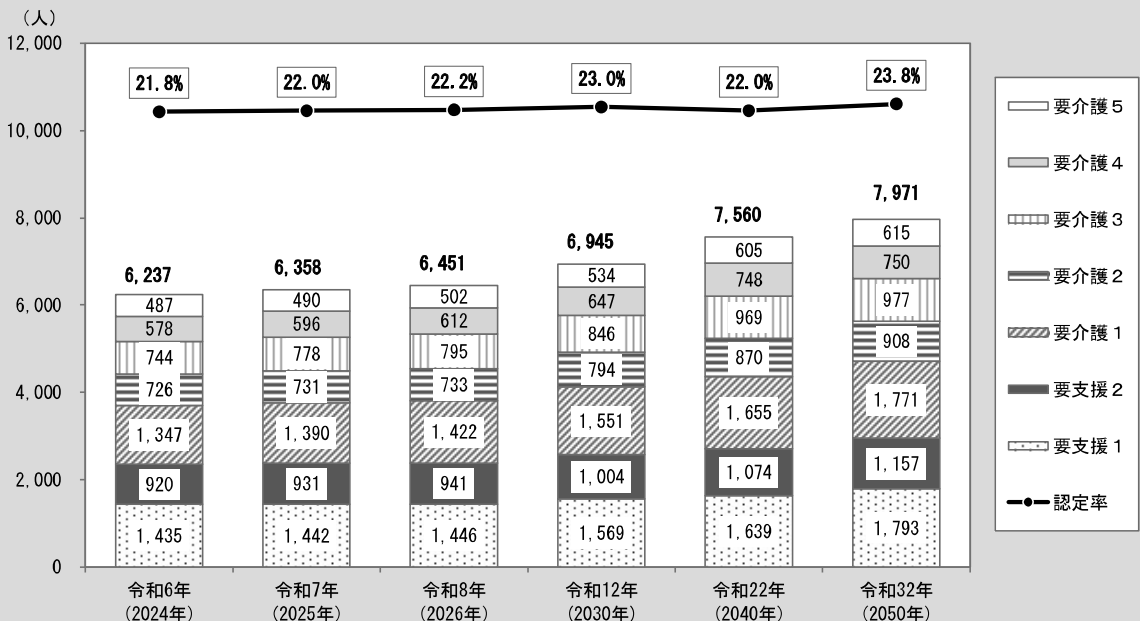
(1) 将来人口の推計

本市の総人口は、9万人台から減少傾向で推移すると見込まれます。年齢区分で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少が見込まれます。65歳以上の高齢者人口は増加し続け、令和8年(2026年)に29,062人と予測されます。高齢化率は徐々に上昇し、令和12年(2030年)に33.1%、令和22年(2040年)には40.9%、令和32年(2050年)には44.3%と見込まれます。



(2) 要介護等認定者数の推計

要支援・要介護者数の実績と高齢者等人口の実績及び将来人口推計から、要支援・要介護認定者数を推計すると、65歳以上の1号被保険者では、令和8年(2026年)には認定者数6,451人、認定率22.2%と推計され、令和22年(2040年)には認定者数7,560人、認定率22.0%、令和32年(2050年)には認定者数7,971人、認定率23.8%と推計されます。



施策の体系

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、基本理念の実現に向けて、次のような体系で施策を推進していきます。

基本理念

基本目標と施策の展開方向

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』

基本目標 1

高齢者を地域で
支える環境づくり

- 1-1 包括的な相談支援体制の充実
- 1-2 支えあいの地域づくり
- 1-3 在宅医療・介護連携の推進
- 1-4 認知症施策の推進
- 1-5 権利擁護支援の充実
- 1-6 在宅生活を支えるサービスの充実

基本目標 2

社会参加の促進と
高齢者に
やすらぎのある
まちづくり

- 2-1 生きがいづくりの推進
- 2-2 就労支援の充実
- 2-3 高齢者の住まいの確保と住環境の整備
- 2-4 防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかるとの体制の整備

基本目標 3

総合的な
介護予防の推進

- 3-1 地域における介護予防の推進
- 3-2 多職種・他分野との協働による介護予防の推進
- 3-3 適切な総合事業の取組の推進

基本目標 4

介護サービスの
充実による
安心基盤づくり

- 4-1 介護給付及び要介護認定の適正化の推進
- 4-2 介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援
- 4-3 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実
- 4-4 低所得者への配慮
- 4-5 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実
- 4-6 利用者への情報提供
- 4-7 特別給付の実施

◆ 主な施策の方向 ◆

基本目標1

高齢者を地域で支える環境づくり

包括的な相談支援体制の充実

- 今後も高齢者人口及び業務量の増加が見込まれる高齢者生活支援センターの業務負担の軽減を図ることで、市民への相談支援の体制を確保するとともに、そのあり方を検討します。【新規】

認知症施策の推進

- 認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化します。

【充実】

- 地域のイベント等と連携し、年代や世代を問わず高齢者生活支援センターには、認知症相談センターとしての役割があるということを知ってもらえるよう継続して取り組みます。【充実】

目標値【認知症に関する相談窓口の認知度】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
次期計画策定時 28%以上（今期 17.1%）

在宅介護実態調査
次期計画策定時 28%以上（今期 17.2%）

- 啓発チラシの配布や消費生活サポーター講座等の継続的な実施により、消費生活トラブルの被害防止、早期発見に努めます。【充実】

権利擁護支援の充実

- 成年後見制度の利用における権利擁護支援体制の整備に向け、後見人等と本人を取り巻く支援者との間で意見交換会などを実施し、連携を促進します。【新規】
- 高齢者虐待対応マニュアルに基づいた本人及び養護者への対応と再発防止に向けた支援を行います。【新規】
- 出前講座や啓発チラシの作成等により、成年後見制度の周知・啓発を行います。

【充実】

目標値【成年後見制度の認知度】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
次期計画策定時 60%以上（今期 51.8%）

在宅介護実態調査
次期計画策定時 50%以上（今期 40.7%）

- 親族後見人や、親族後見人になることを検討されている方を対象とした研修や相談会を実施します。【新規】

生きがいづくりの推進

- 高齢者生きがい活動支援通所事業について高齢者のニーズを分析し、対象や内容を検討することで、高齢者の社会参加及び地域での交流を支援します。【充実】

目標値【高齢者生きがい活動支援通所事業（人）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
4,500	5,000	5,500

- 老人福祉会館での民間事業者を含む関係団体等と連携したイベントの実施や貸室の利用促進などに取り組み、高齢者の居場所としての機能を強化します。【充実】

目標値【老人福祉会館貸室利用回数（回）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
350	375	400

目標値【老人福祉会館新規イベント回数（回）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
2	2	2

就労支援の充実

- シルバー人材センターへの運営費補助を継続実施し、新たな高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援します。【充実】

目標値【シルバー人材センター会員数（人）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
1,210	1,220	1,230

- 生活支援型訪問サービス従事者研修、はつらつコールや総合事業における生活支援型訪問サービスの実施など、高齢者が介護や高齢者福祉の担い手となる取組をシルバー人材センターとともに推進します。【充実】

防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

- 民生委員・児童委員、福祉推進委員、消費生活センター、警察、自治会、高齢者生活支援センター等と連携し、被害の予防や早期発見の仕組みづくり、相談支援体制の整備に努めます。【充実】
- 緊急・災害時要援護者台帳への登録や重度の要配慮者について福祉専門職と連携し個別支援計画の策定を推進するとともに、登録情報の更新を継続的に行い、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会、高齢者生活支援センターなど関係機関での活用や共有を図ります。【充実】

総合的な介護予防の推進

地域における介護予防の推進

- 介護予防のきっかけとなるよう幅広い、介護予防・健康づくりに向け、運動トレーナーの指導によるエクササイズ、口腔ケア・栄養に関する講座を実施し、より多くの市民の利用を目指します。

目標値【介護予防センター新規登録者数（人）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
120	130	140

- トレーナー派遣事業を実施し、住民主体の介護予防活動の充実・支援を行います。

目標値【トレーナー派遣事業（回）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
42	46	50

多職種・他分野との協働による介護予防の推進

- 医療専門職が通いの場等に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりへの興味関心を高めるとともに、健康無関心層へのフレイル予防の普及啓発に取り組むなど活動内容の充実を図ります。

目標値【通いの場等での保健事業と介護予防の一体的実施の参加者数（延べ人数）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
350	370	390

適切な総合事業の取組の推進

- 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続し、サービス供給量の確保と担い手の育成を進めます。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス目標量

(単位:日)

		実績		推計値			
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	計画期間		
					R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
予防専門型訪問サービス	日数	46,253	43,763	43,480	45,474	46,838	48,244
生活支援型訪問サービス	日数	6,635	5,878	5,972	6,246	6,434	6,627
予防専門型通所サービス	日数	38,255	40,132	38,848	43,391	47,730	52,503

介護サービスの充実による安心基盤づくり

介護給付及び要介護認定の適正化の推進

- 芦屋市給付適正化計画を策定し、その実施状況や目標達成状況を公表します。
- 運営指導、ケアプランチェック、縦覧点検を行うことで不適正なサービス提供や重複請求などを把握し、是正を進めます。

介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援

- 芦屋市介護サービス事業者連絡会等と協働し、保健福祉フェア等のイベントにおいて、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。

【充実】

- 若年層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進など、幅広い層の人材の確保に向けた補助制度の創設を検討します。【新規】
- 指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」を使用することで、文書作成等の事務負担の軽減に取り組みます。【充実】

介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実

- 職員の苦情対応の技術向上と情報共有を行い、適切な対応体制を整備します。また事業者に対して苦情等の情報に基づき指導等を行うことにより、サービスの質の向上につなげます。
- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントを推進するため、報告のあった事故情報を分析し、事業所に対して情報提供を行うなど事故防止に向けた支援を行います。【新規】

低所得者への配慮

- 広報紙、パンフレット及びホームページ等多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組みます。
- 低所得者や失業等により所得が減少した人への軽減及び減免を実施します。

介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実

- 地域包括ケア「見える化」システムやアンケート調査、関係団体等意向調査結果を踏まえ、各サービスの必要量を把握し、適切な居宅サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- ケアマネジャーや介護保険事業所に医療関係の相談窓口等を周知するなど、医療専門職と連携できる環境を進めます。
- 令和22年(2040年)に向けた長期的な視点から必要量を把握し、安定したサービス提供が図れるよう取り組みます。

介護保険サービスの事業見込み

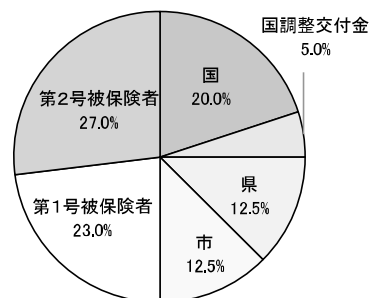
(1) 保険料の算定手順

第9期計画における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合

+ 調整交付金相当額
- 調整交付金見込額

- 介護給付費準備基金取崩し額

※介護給付費は、原則として半分は国、県、市が公費で負担し、残りの半分は65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。



第1号被保険者が保険料として負担する必要額



(所得段階別加入割合補正後)
第1号被保険者数

※介護報酬の見直しによる影響等を考慮して保険料を決定します。

保険料基準年額
74,160円

÷12か月

保険料基準月額
6,180円

【参考】兵庫県内各市町の保険料基準月額（平均）：●●●●

(2) 保険料の軽減及び減免について

高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にありますが、本市では低所得者への配慮として次の軽減や減免を行います。

◎介護保険料所得段階第1段階から第3段階の方については、公費による保険料の軽減を実施します。

	国基準料率（年額）		第9期料率（年額）
第1段階	基準額×0.455 (33,720円)	→	基準額×0.285 (21,240円)
第2段階	基準額×0.685 (50,760円)	→	基準額×0.485 (36,000円)
第3段階	基準額×0.690 (51,120円)	→	基準額×0.685 (50,880円)

◎介護保険料所得段階第4段階、第6段階、第7段階について、国基準料率より引き下げます。

	国基準料率（年額）		第9期料率（年額）
第4段階	基準額×0.9 (66,720円)	→	基準額×0.875 (64,800円)
第6段階	基準額×1.2 (88,920円)	→	基準額×1.1 (81,480円)
第7段階	基準額×1.3 (96,360円)	→	基準額×1.25 (92,640円)

◎上記に加えて、災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができます場合があります。

第1号被保険者の介護保険料について

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は、74,160円（基準月額6,180円）となります。

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計 ^{※1} が80万円以下の場合	基準額 ×0.285 ^{※3}	1,770円	21,240円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	基準額 ×0.485 ^{※3}	3,000円	36,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の場合	基準額 ×0.685 ^{※3}	4,240円	50,880円
第4段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の場合	基準額 ×0.875	5,400円	64,800円
第5段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、上記以外の場合	基準額 ×1.0	6,180円	74,160円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額 ^{※2} が120万円未満の場合	基準額 ×1.1	6,790円	81,480円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合	基準額 ×1.25	7,720円	92,640円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合	基準額 ×1.5	9,270円	111,240円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合	基準額 ×1.7	10,500円	126,000円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合	基準額 ×1.9	11,740円	140,880円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合	基準額 ×2.1	12,970円	155,640円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合	基準額 ×2.3	14,210円	170,520円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の場合	基準額 ×2.4	14,830円	177,960円
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が820万円以上920万円未満の場合	基準額 ×2.5	15,450円	185,400円
第15段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の場合	基準額 ×2.6	16,060円	192,720円
第16段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の場合	基準額 ×2.7	16,680円	200,160円
第17段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の場合	基準額 ×2.8	17,300円	207,600円
第18段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合	基準額 ×2.9	17,920円	215,040円

※1 「合計所得金額と公的年金等収入の合計」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

※2 「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※3 公費による低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1段階は0.455が0.285に、第2段階は0.685が0.485に、第3段階は0.69が0.685に保険料率が軽減されています。

◆ 地域の支援拠点 ◆

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケア」を推進するために、中学校区を基本に「日常生活圏域」を設定しています。それぞれの日常生活圏域には「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しており、身近な相談窓口としての機能を含めた地域支援事業（包括的支援事業）や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に実施しています。

本計画期間においても、この日常生活圏域ごとに介護施設の整備を進めるなど、介護サービスの充実を図っていきます。

